

犯罪対策閣僚会議の開催について

平成15年 9月 2日
閣議口頭了解
平成20年12月26日
一部改正
平成24年12月 7日
一部改正
平成26年12月16日
一部改正
平成28年12月20日
一部改正
平成29年 3月24日
一部改正案

- 1 「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するため、「犯罪対策閣僚会議」（以下「会議」という。）を随時開催する。
- 2 会議の構成員は、全閣僚とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
- 4 会議は、銃器対策推進会議、薬物乱用対策推進会議、人身取引対策推進会議及び再犯防止対策推進会議を随時開催する。
- 5 銃器対策推進会議は国家公安委員会委員長を議長とし、薬物乱用対策推進会議は厚生労働大臣を議長とし、人身取引対策推進会議は内閣官房長官を議長とし、再犯防止対策推進会議は内閣総理大臣が指名する国務大臣を議長とする。
- 6 銃器対策推進会議、薬物乱用対策推進会議、人身取引対策推進会議及び再

犯防止対策推進会議は、内閣総理大臣が指名する者をもって構成する。

- 7 銃器対策推進会議、薬物乱用対策推進会議、人身取引対策推進会議及び再犯防止対策推進会議に副議長を置くことができる。副議長は構成員の中から内閣総理大臣が指名する。
- 8 会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で内閣総理大臣が指名した官職にある者とする。
- 9 銃器対策推進会議、薬物乱用対策推進会議、人身取引対策推進会議及び再犯防止対策推進会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で、銃器対策推進会議においては国家公安委員会委員長が指名した官職にある者とし、薬物乱用対策推進会議においては厚生労働大臣が指名した官職にある者とし、人身取引対策推進会議においては内閣官房長官が指名した官職にある者とし、再犯防止対策推進会議においては第5項に規定する内閣総理大臣が指名する国務大臣が指名した官職にある者とする。
- 10 会議の庶務は、内閣府の助け及び警察庁、法務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 11 銃器対策推進会議の庶務は、警察庁において処理し、薬物乱用対策推進会議の庶務は、警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省その他の関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理し、人身取引対策推進会議の庶務は、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理し、再犯防止対策推進会議の庶務は、法務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 12 「本部等の廃止について」（平成20年12月26日閣議決定。以下本項において「同決定」という。）による廃止前の銃器対策推進本部がこれまでに決定した事項等については、銃器対策推進会議に引き継がれるものとし、同決定による廃止前の薬物乱用対策推進本部がこれまでに決定した事項等については、薬物乱用対策推進会議に引き継がれるものとする。

銃器対策推進会議の構成員の指名について

〔 令和 8 年 6 月 9 日 〕
〔 内閣総理大臣決裁 〕

犯罪対策閣僚会議の開催について（平成 15 年 9 月 2 日閣議口頭了解）第 6 項の規定に基づき、以下のとおり、銃器対策推進会議の構成員を指名する。

議 長	国家公安委員会委員長
構成員	内閣官房内閣審議官（副長官補付）
	内閣官房内閣審議官（内閣広報室）
	警察庁生活安全局長
	警察庁刑事局長
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省刑事局長
	出入国在留管理庁次長
	外務省総合外交政策局長
	外務省軍縮不拡散・科学部長
	財務省関税局長
	水産庁次長
	経済産業省貿易経済安全保障局長
	国土交通省総合政策局長
	海上保安庁次長
	環境省自然環境局長